

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第81号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市男女共同参画センターの利用料金の適正化並びにギャラリースペースの利用者の利便性の向上及び当該施設の効率的な運営等を図るため、次のとおり京都市男女共同参画センター条例の一部を改正することとしました。

- 1 消費税法及び地方消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、利用料金の上限額を見直します。
- 2 指定管理者が任意にギャラリースペースの利用区分を設定できることとします。
- 3 開所時間及び休所日に係る規定について、相談室の区分を廃止します。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。ただし、相談室の区分の廃止については、公布の日から施行することとしました。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第81号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「**、**図書情報室及び相談室」を「**及び**図書情報室」に、

「

図書情報室	午前10時30分から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時30分から午後5時まで
相談室	午前9時から午後9時（日曜日及び休日 にあつては、午後5時）までの間において、別に定める時間

」

を

「

図書情報室	午前10時30分から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時30分から午後5時まで
-------	---

」

に改める。

「

円	円	円
25,090	32,700	37,640
20,880	27,250	31,370
13,160	19,940	28,680
11,300	16,660	23,440
6,580	9,970	14,340
5,650	8,330	11,720

別表第2備考以外の部分中

4,830	6,270	7,090
7,090	9,250	10,800
3,390	4,210	4,830
1,740	2,160	2,360
2,670	3,490	3,800
1,850	2,360	2,670
3,800	4,830	5,550
5,240	6,780	8,020
4,110	5,550	6,270
8,530	10,900	12,650

を

」

「

円	円	円
25,560	33,310	38,340
21,260	27,760	31,950
13,400	20,320	29,220
11,520	17,070	23,990
6,700	10,160	14,610
5,760	8,530	11,990
4,920	6,390	7,220
7,220	9,420	11,000
3,450	4,290	4,920
1,780	2,200	2,400
2,720	3,560	3,870
1,880	2,400	2,720

に改め、同表ギャラリースペースの項を

3,870	4,920	5,650
5,340	6,910	8,170
4,190	5,650	6,390
8,690	11,100	12,880

」

次のように改める。

ギャラリースペース	全 面 利 用	33,610
		55,000
	指定管理者が市長の承認を得て定める区分による利用	左欄の区分による利用に係る面積を全面利用に係る面積で除して得た数を全面利用に係る利用料金の額に乗じて得た額

別表第2備考中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

- 6 ギャラリースペースを指定管理者が市長の承認を得て定める区分により利用する場合の利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市男女共同参画センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市男女共同参画センターの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の利用に係る料金でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)